

豊田市 矢作川水辺まちづくり計画について

本プロジェクトの目的

・矢作川、豊田市都心部の各々の課題に対して、一体となって連携することで課題解決を図ることが目的です。
・昨今の公園や河川の規制緩和を最大限に生かし、それぞれの役割分担を協議調整し、推進していきます。

都心・まちなか

現状

- ・KITARAオープンやラグビーWC等を控え、**まちなかの賑わいをより創出する必要がある。**
- ・賑わいを創出するような魅力的な空間がまだまだ不足している。
- ・身近に感じられる緑や親水空間が不足している。

課題

- ・都心の来街頻度を高め、活性化を図る必要がある
- ・昼間人口、夜間人口の増加
- ・賑わい創出に向けた新たな空間の創出
- ・既存の魅力と新たな魅力の連携による相乗効果
- ・水と緑のネットワークの創出が必要

矢作川

現状

- ・川遊び利用者が減少傾向にある。
- ・竹林が密生化し、休憩場所となる木陰も少ない。
- ・緑の貴重な空間として多くの人に利用されている。
- ・河床の二極化による水際の崖地化が進んでいる。
- ・鵜の首狭窄部をはじめ、各所で流下能力が不足。
- ・流域の大部分が大規模地震災害の危険性が高い。
- ・白浜、川端公園以外は公園利用が減少傾向にある。

課題

- ・スポーツ利用が主で、水遊び等の利用が少ない。
- ・散策で訪れた利用者の休憩所が必要。
- ・竹林の密生化や水際の崖地化により安全にかつ容易に川に近寄れない。
- ・堤防整備や河床掘削等が必要である。
- ・耐震点検、耐震化が必要である。
- ・水辺へのアプローチ、バリアフリー化を含めた施設の利便性の改善が求められている。

時代背景の変化

- ・都市公園法の改正
→都市公園内に収益施設の設置を認める代わりに老朽化した公園を民間資金で再整備することが可能に
- ・河川占用許可準則の改正
→都市・地域再生等利用区域の指定を受けることで、協議会が認めた事業者が営業活動を行うことが可能に

隣接する空間として魅力ある空間づくりと活用を連携して進めていく

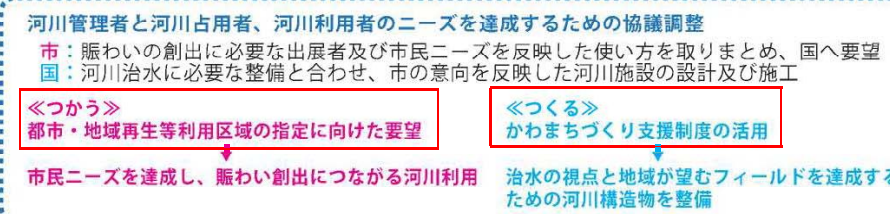
都心との連携を見据えた課題解決策

- ・自然に配慮しつつ、まちからの人の利用や景観を優先した河畔整備
 - ・矢作川内での利便性と回遊性を高めるツールの整備
 - ・都心地区からの回遊性を向上させ、快適で安全な移動空間を創出
- ⇒**都心からの快適な移動空間が創出され、多くの市民が矢作川を利用する。**
- ⇒**豊かな自然と美しい景観が保全される。**

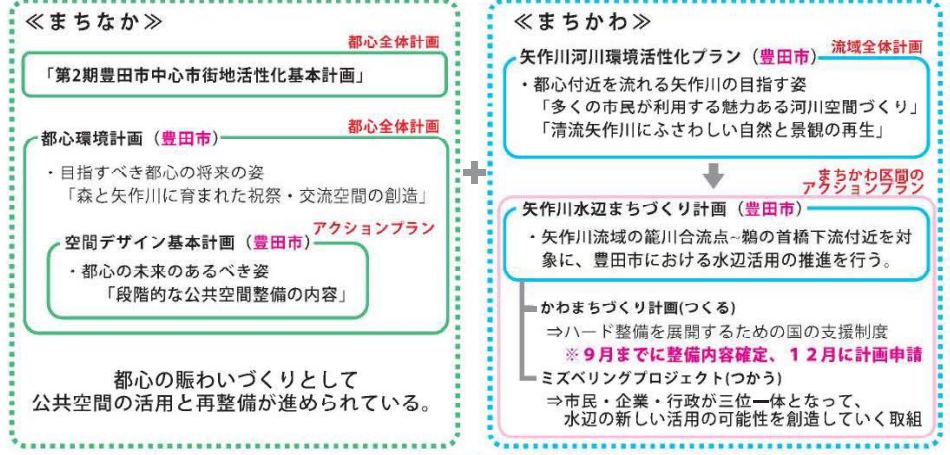
河川の課題解決策

- ・河川の適正な利用、流水の正常な機能、河川環境の整備と保全などが達成されるよう河川整備を推進する
 - ・多くの人々が利用している空間だからこそ防災意識の向上による危機管理体制を確立する
- ⇒**安全・安心な河川整備を実現する。**
- ⇒**使われることで防災につなげる。**

河川管理者(国)と豊田市の役割分担と協働でプロジェクトを推進していく



まちとかわの連携



まちと水辺が一体となった魅力ある空間づくりと、その活用を連携して進めていく

第3回矢作川利用調整協議会資料より抜粋

水辺のオープン化：都市・地域再生等利用区域(案)について【籠川合流点～竜宮橋下流付近】

平成23年に河川法が一部改正し、「河川空間のオープン化の特例」が追加 + 占用規定準則の改正 (H28.5.30)
 ⇒ 河川管理者、地方公共団体等で構成する協議会の活用などにより、地域の合意を図った上で、河川管理者が 要望に応じて、①利用区域、②占用施設、③占用主体をあらかじめ指定する。
 ⇒ まずは、どのような使い方を指すのか、そのフィールドはどこかを定め、国へ要望を提出(12月予定)。

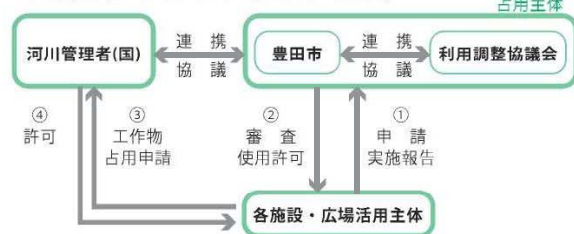
①「都市・地域再生等利用区域」の範囲イメージ：「かわまちづくり計画範囲」も記載 (矢作川水辺まちづくり計画の策定範囲：籠川合流点から鵜の首橋下流付近であるが、まずは、高橋から久澄橋区間をコアエリアとし、利活用を目指す)



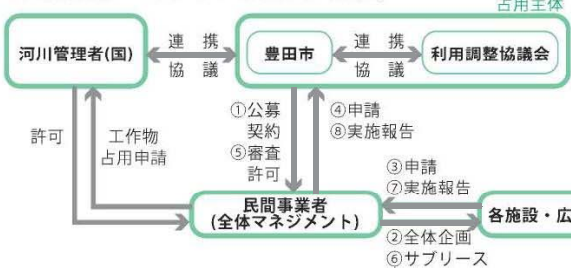
③占用主体

⇒ 河川管理者に対する占用主体は、元々河川を公園として豊田市が占有していることや、施設整備を行う主体が豊田市であることから、「豊田市・利用調整協議会」を予定しています。

■空間活用マネジメントの仕組み(当面)



■空間活用マネジメントの仕組み(将来)



■河川内に工作物を作る場合

⇒ イベント時の工作物については、これまで通り、河川管理者の許可が必要
例: 仮設ステージ・コンテナ設置・テント等

⇒ 河川法第26条 河川区域内の土地において工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。

⇒ 河川管理施設への影響や治水、利水上の支障等を審査するため、事前に、構造や施工方法について、計画協議及び設計協議を行う。

コアエリアにおける、都市・地域再生等利用区域指定の要望素案（市民ニーズを反映した、利活用イメージ）**つかう**

ミスベリング豊田会議第一回の成果を反映し、再度整理します。

■これまでの流れ

- 【矢作川利用調整協議会】→関係者間の協議調整
- H29.3.22 協議会発足/第1回協議会
- H29.6.23 第2回協議会（コアエリアのゾーニング）
- H29.9.29 第3回協議会（かわまちづくり計画に記載するハード整備）

- 【ミスベリングの活動】→市民ニーズの発掘と実証実験
- H29.7.7 水辺イベント① 水辺で乾杯
- H29.8.27 ミズベリング豊田会議①（WS）
- H29.9.10 水辺イベント② 環境学習、BBQ、映画上映
- H29.10.21 ミズベリング豊田会議②（WS）
- H29.11.12(予定) 水辺イベント③ フリーマーケット



かわまちづくり計画素案（ハード整備メニュー）**つくる**

利活用のアイデアを実現するためのハード整備メニュー

ここでは、整備のあり方として、利用のコンセプトとゾーニングから必要な整備を整理します。
緑色が国の整備メニュー、青色が市の整備メニューになります。

